

令和 4 年度 収集情報

項 目	内 容
テーマ	園芸植物等による食中毒
要旨	<p>令和 4 年 4 月、有毒植物グロリオサをヤマイモと誤認して喫食したことが原因とみられる食中毒が宮崎県で発生し、1 名が死亡した。</p> <p>近年の有毒植物による食中毒は、山野において食べられる植物と誤認して採取した有毒植物によるものばかりでなく、自宅の庭や畑に生えていたスイセン、グロリオサ、イヌサフラン等の園芸植物を野菜と誤認したことによる食中毒も多く発生している。全国の過去 10 年間（平成 24 年～令和 3 年）の有毒植物の誤食による食中毒は、スイセン（ニラ、ノビル、タマネギ等と誤認）が最多で発生件数 201 件中 62 件（31%）、次いでクワズイモ（サトイモと誤認）、イヌサフラン（ギボウシ、ギョウジャニンニク、ジャガイモ、タマネギ等と誤認）、バイケイソウ（オオバギボウシ、ギョウジャニンニク等と誤認）が各 19 件（9%）であった。死者数はイヌサフランで 11 名、トリカブト（ニリンソウ、モミジガサと誤認）で 3 名、スイセンで 1 名、グロリオサ（ヤマイモと誤認）で 1 名となっており、身近にある植物が重大事故につながっている¹⁾。都内では、過去 10 年間に園芸植物の誤食による食中毒が 6 件発生しており、直近では令和 2 年 4 月にスイセンをニラと誤認して喫食したことによる食中毒が発生している。</p> <p>厚生労働省が発出した令和 4 年 4 月 6 日の通知では²⁾、有毒植物の誤食による食中毒事例を防止するために注意喚起を行うこと、その際には、患者の多くが高齢者であるため³⁾、高齢者の目に留まりやすい各種メディアを活用することとされている。東京都では、広報紙やホームページ、リーフレット等で普及啓発を行っている^{4) 5) 6) 7)}。</p> <p>また、コロナ禍の中で、密を避けたレジャーの一つとして、高齢者だけではなく現役世代にも家庭菜園や市民農園、クライנגアルデン（滞在型市民農園）等で野菜を育てたいというニーズが高まっている。令和 2 年度に東京都が実施したアンケートでは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自然環境に関する意識の変化として、23.8%が「家庭菜園や市民農園で野菜を育てることに興味を持つようになった」と回答した⁸⁾。実際、平成 30 年に都市農地賃借法*が施行されて以降、民間企業や NPO 法人が開設した市民農園の数が増えており⁹⁾、また、家庭菜園用のキットや種子、苗等の売上げが令和 2 年 6 月以降増加している¹⁰⁾。</p> <p>*都市農地の賃借の円滑化に関する法律</p>

添付資料	<ol style="list-style-type: none">1) 厚生労働省作成リーフレット 有毒植物に要注意2) 令和4年4月6日薬生食監発0406第1号「有毒植物による食中毒防止の徹底について」3) 厚生労働省作成リーフレット「高齢者の誤食・中毒・死亡が多発！その植物、有毒かも？」4) 多摩府中保健所「食べもの暦」（令和2年3月発行）5) 東京都食品安全FAQ「家庭園芸で注意したい点はありますか？」6) パンフレット「身近にある有毒植物」7) リーフレット「家庭園芸、ちょっとした注意で楽しく安全に」8) 令和2年度インターネット都政モニターアンケート「生物多様性について」（抜粋）9) 農林水産省ホームページ 市民農園の状況10) 令和2年度 食料・農業・農村の動向（抜粋）
-------------	---